

食品安全モニターからの報告（15年9月分）について

9月初めに依頼した食品安全モニターから9月中に、36件の報告がありました。

報告内容

<意見等（一般報告）>

- ・ 食品安全委員会活動一般関係 2件
- ・ 食品健康影響評価関係 1件
- ・ リスクコミュニケーション関係 10件
- ・ リスク管理等関係 18件
- ・ その他 4件

<危害情報> 1件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載しております。リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので、併せて掲載しております。

1. 食品安全委員会活動一般関係

食品の安全について今思う事

先に施行された健康増進法の中で、正しい知識の普及と情報の収集・分析・提供などを図るとあるが、はたして一消費者として何が出来るのかと考えてみると、安全、危険を判断する、目安になるものもなく日々飛びこんでくる情報といえば、一転二転として何を信じたらいいのか解らず、ただ動揺するばかりでした。ある食品メーカーが偽装した、無認可添加物を使用した、と聞けば極端に避けて健康食品といわれるものや、無添加、無農薬ばかりにこだわったりします。だから安全だという事はないし、どうしても加工に必要な添加物もあるが、この様な状況になると行き過ぎた報道も手伝って、消費者はただ恐がって不信感を募らせてしまうのだと思う。

それではどうすればいいのか、という疑問に対して食品安全基本法の施行、そして食品安全委員会の設立は、『安心して食べられる事』という基本であり、重要な事実に変更して考えるきっかけになったと思います。

これからの食品安全委員会に望むことは、科学的データに基づくリスク評価を出来るかぎり多く取り組んでもらい、正しい情報としていつでも見る事が出来る様にしてもらいたい。その先に続く不安や疑問に対して、リスクコミュニケーションする事によって消費者と食品関連事業者、生産者、行政などを隔てているであろう壁を取り払って頂

く事を期待します。

個人で出来る事は限られています。しかし、一人一人が自覚し、厳しい目を持ち、大きな声となり、消費者の望むものが食品関連事業者、生産者に直接伝われば、リスクコミュニケーションの必要性が高まり、内容も濃いものになって行くと思います。

このような機関が設立された事に大いに期待し、これからはしっかりと見届けていきたいと思う。

(広島県 女性)

食品安全委員会への期待

人は生命を維持するために、多種多様なものを体内に取り込みます。第3次産業就業人口の増加は、食材の生産現場をわかりにくくしています。安全性の追求と表示の正確さが継続的経済発展をもたらすと考えます。過去の誤りを正すため、食品安全委員会の活躍に期待します。

(広島県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全基本法の施行に伴い設立された食品安全委員会に対して、安心して食べられることが出来るよう、リスク評価の適正な実施と情報提供の推進等について御意見をいただきました。

今般成立した食品安全基本法は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識を理念の一つに掲げ、関係者の責務・役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として制定されました。

具体的な関係者の責務・役割については、国及び地方公共団体の責務は、「適切な役割分担の下、食品の安全性に関する施策を策定・実施すること」、食品関連事業者の責務は、「食品の安全性の確保について第一義的な責任を有することを認識し必要な措置を講じるとともに、正確かつ適切な情報提供に努めること」としています。また、消費者の役割につきましては、「食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するよう努めること」とされていることから、御意見にあるとおり、「一人一人が自覚し、厳しい目を持ち、大きな声を発する」ことも大いに期待されているところです。

また、科学的データに基づくリスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会としては、リスク管理機関から要請を受けたものについて、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、順次、迅速かつ適正なリスク評価を実施するとともに、国内外の科学的知見や危害情報の収集・分析、国民からの意見等に基づき、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、委員会自らの判断によりリスク評価を実施するなど、食品の安全性の確保に努めていきます。

さらに、食品安全委員会における審議は、原則公開としており、食品健康影響評価の結果や議事録等の審議状況について、ホームページを活用して情報を提供しているところです。

2. リスク評価関係

遺伝子組み換え食品の安全性確認について

遺伝子組み換え作物は、従来の作物と実質的には同等との考えに立脚し、食品の安全性評価指針が作られています。

しかし、種の違う遺伝子を組み込むので、細菌と植物の性質を併せもつ改造植物で、従来の作物と根本的に違うと考えられます。

そこで、遺伝子組み換え植物は、新しい植物との概念で、安全性評価指針を問い直す必要があります。

医薬品を、市場に出す場合、動物実験や人間に投与して、その効果と、安全性を確認したのだけしか販売できません。

遺伝子組み換え作物は、これまで自然界になかった未知の作物です。

従って、医薬品並みに、人間に試験摂取させ、その安全性を確認する必要があります。それを経ずして、市場で流通することは、消費者にとっては大変不安です。

例えば、食経験が短い遺伝子組み換え食品を、化学構造が従来のアレルゲンと似てないというだけで、アレルギーを誘発しないと決め、流通を許可することには不安を感じます。

摂取歴史の短い未知の食品であるが故に化学構造式や酵素、毒素の分析だけに拠るのではなく、人間に摂取させ安全性を十分確認のうえ、流通を許可すべきだと思います。

(福岡県 男性)

【食品安全委員会からのコメント】

遺伝子組換え食品の安全性を評価する上で重要な「実質的同等性」とは、遺伝子組換え技術で開発した食品の安全性評価に当たって、既存の食品（もとの食品）を比較対象として用いることができるとする考え方です。この考え方に基づき、「実質的同等」と見なせる遺伝子組換え食品については、遺伝子組換えによる意図的若しくは非意図的な影響について詳細な評価が行われることとなります。

また、この考え方は、90年代から、OECD（経済協力開発機構）での合意の後、WHO（世界保健機関）、FAO（国連食糧農業機関）やコーデックス委員会でも認められており、今日、国際的に用いられております。

遺伝子組換え食品の安全性審査については、これまで厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において行われてきましたが、本年7月の食品安全委員会の発足に伴い、今後は、同委員会、そして同委員会内に設置された遺伝子組換え食品等専門調査会において行われることとなっております。

現在、同専門調査会では、ご指摘の点も含め、各方面のご意見を踏まえながら、遺伝子組換え食品等の安全性の審査を行っていく上で必要となる基準作りを最新の科学の成果に基づいて行っているところです。

3. リスクコミュニケーション関係

官公庁ホームページの充実希望

第一回食品安全モニターアンケート調査に、「緊急事態が発生した場合において、あなたが最も信用できると思う情報源」に関する設問がありましたが、回答を選択する際にしばし考え込みました。迷った末、情報の迅速さを重視して「テレビ・ラジオ」と「新聞」を、情報の正確さから「官公庁のホームページ」を選びましたが、消費者としては、マスコミ報道の情報源であり信頼性の高い官公庁のホームページ上での発表がより充実されることを望みます。

例えば、9月21日に、「北海道十勝管内で羊のスクレイピー発生」のニュースが新聞各紙に掲載されました。その直後に関連官公庁のホームページを検索しましたが、残念なことに本件は未掲載でした。発表が20日土曜日で、閉庁日ということもあり、ホームページ更新を想定していなかったかもしれませんが、発表と同時にホームページに掲載することも、ネット技術の発達した昨今では不可能ではないと思われます。

スクレイピーについてはすでに各種対策がとられていること、ラム肉消費が全国的に高い北海道においても、野外のジンギスカン鍋でラム肉を食する時期から外れていたこともあってか、札幌市内のスーパー各店の食肉売り場は普段どおりで、特に混乱や店側の注意書き等はありませんでした。

このスクレイピー関連で私が目を通した日経、読売等各社の記事は「5W1H式」の客観的事実のみの掲載で、発生による影響などの詳細な解説はありませんでした。一般市民がいち早く危害情報を入手する手段はやはりマスコミで、その後の詳細を知りたい場合に、関連官公庁や研究機関の報告を確かめるパターンが多いと思います。またマスコミ報道も、常に事実関係の記載のみとは限らず、報道機関のスタンスによって情報が解説される傾向が否定できない現状で、関連官公庁のホームページ上での発表がより迅速に行われて、リスクコミュニケーション向上の一手段として活用されることを望みます。

(北海道 女性)

リスクコミュニケーションの推進について

人間が生きていく上で一番大切な食に関して、食品の安全とリスクコミュニケーションの推進は、大切なものです。各関係者の知識を拡大し、一人一人が食に関してもっと関心を持ち、認識できるように方向づけを要します。

(徳島県 女性)

情報の開示を

食品の安全性に関する情報の公表の方法の検討を希望します。食品安全モニターの公募を新聞の政府広報でも行ったように分かりやすく誰にでも理解できる様にしてほしいです。

(福岡県 女性)

消費者へは信頼のおける情報を！

魚介類の水銀含有量に関しての報道で、一部「政治的配慮」とみられる報道があった。消費者がほしいのは、不安をあおるような過剰報道ではなく、人体への影響への正しい内容と信頼のおける情報であると思う。

(大分県 女性)

食品管理体制の公表について

以前BSE問題が大きく取り上げられて以来、私達の生活に安全な牛肉が提供されていると信用している。しかし多くの人にとって管理体制を理解するのは難しいので、もっと分かりやすく公表する事が大切だと思う。

(三重県 女性)

食品添加物の安全性評価の審議について

食品添加物の安全性評価については、食品衛生調査会の審議を経て承認されているが、一部安全性に不信感があり、それを払拭するためには、審議内容を情報公開し、消費者の信頼性を高める必要がある。

(福岡県 男性)

食の安全・安心・信頼

食品の安全、安心、信頼は、生産における指導、製造や加工に調理段階、流通にと、監視指導を強化し充実しなければならないと思う。そして消費者に対しての食品の理解を推進し、食品への信頼確保を施策しなければならない。

(静岡県 女性)

ダイオキシンから食卓を守る

私達が安全な食品を見分けられる目を養うためにも、専門機関でダイオキシン、狂牛病、農薬等をしっかり調査していただき、データを正確に、解りやすく伝えていただくことが必要だと思います。

(愛知県 女性)

消費者相談窓口案内の設置について

購入した食品について疑問を持って、どうすれば良いか分からない人も多いと思う。身近な店で購入したなら色々聞きにくい事も多いので、小売店に相談窓口の案内等の設置を義務付け出来ないものか。

(三重県 女性)

海外旅行者への食品に対する注意

国内の食品に対する安全を守る事と同じように、海外へ旅行する人に対して、海外での食品に対する安全策をつくってもらいたいです。そして海外で食品に対する問題があれば政府から注意をしてほしいです。

(広島県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会は、リスクコミュニケーションの推進に積極的に取り組んでいくこととしています。具体的には、御意見にあるとおり、消費者の求める食品を摂取することによって生じる「人体への影響への正しい内容と信頼のおける情報」を提供するためにも、委員会は原則公開とし、委員会議事録や食品健康影響評価（リスク評価）結果などを委員会のホームページに掲載しています。

また、「ホームページへの迅速な情報掲載と内容の充実」、「分かりやすく誰にでも理解できる情報の公開」といった御意見がありました。リスク評価結果などについては、可能な限り速やかに、わかりやすい説明も併せて掲載するよう努めていきます。

このほか、消費者団体、食品関連事業者等との意見交換会や関係行政機関とも連携を図りつつ、各種の意見交換会を積極的に実施することを通じて、引き続きリスクコミュニケーションを推進していくこととしております。さらに、一般の消費者の方からのお問い合わせに対応していくため、「食の安全ダイヤル」（03-5251-9220/9221）を設置しておりますので、是非ご利用ください。

【厚生労働省からのコメント】

内閣府食品安全委員会事務局、厚生労働省、農林水産省の3府省においてリスクコミュニケーション担当者連絡会議を定期的を開催するなど連携を図りつつ、下記の事項に取り組み、リスクコミュニケーションを推進しています。

従来型の一方的な情報提供にならないよう、わかりやすい情報の提供や御意見募集など双方向のコミュニケーションの実現に努めています。

意見交換会の開催（消費者、事業者、行政など関係者による意見交換会を各地で開催）

政府広報等による情報発信

食品の安全確保に向けた取組のホームページ「食品安全情報」の刷新、充実
既存の取組の着実な実施（審議会の公開、情報公開、パブリックコメントなど）

【農林水産省からのコメント】

リスク管理を行い施策を決定していくに当たって、消費者、生産者、事業者、農林水産省の関係者が互いに情報や意見を交換して施策へ反映させるため、次のようなことに取り組んでいます。

1 意見交換会・懇談会の開催

1) 農林水産大臣と消費者など関係者との意見交換会・懇談会の開催

リスクコミュニケーションの一環として意見交換会・懇談会を開催し、農林水産大臣が消費者、関係団体などと意見交換を行っています。

2) 食品に関するリスクコミュニケーション（消費者団体との施策意見交換会の開催）

食品に関するリスクコミュニケーションを開催し、消費者の関心の高い食の安全・安心に係る事を中心にテーマを設定して、広く消費者などと意見交換することにより施策の理解を進めるとともに、消費者ニーズを施策に反映するよう努めています。

3) 食の安全・安心に関するシンポジウムや意見交換会などの開催や出席

4) 各地域で開催される食の安全・安心に関するシンポジウムや意見交換会などに消費・安全局の幹部が出席して、意見交換を行います。

2 ホームページやメールマガジンを通じた情報提供

本省、地方農政局などの関係機関がホームページ、メールマガジンなどを活用して、食の安全・安心に関する情報を提供しています。

4. リスク管理等関係

< 規格基準 >

加工食品における添加物の多使用化と安全性について

市場で売られている食品の一個一個の商品には、多くの添加物が使用されていることが目につく。安全な食品を流通させ安心して購入できるためには、添加物の種類や量に一定の規制が必要と思われる。

(東京都 男性)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物については、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が指定した品目のみを使用可能とするポジティブリスト方式としており、また、個々の物質毎に、我が国の食品摂取量を勘案して必要な使用基準を設定することにより、安全性の確保を図っています。

家畜用抗生物質の使用禁止について

9月20日(一部新聞報道)、農水省が家畜用抗生物質10種類以上使用禁止など、食の安全に前向きな考え方を明らかにしたことは、大変結構な事であり早急な実現を期待する。

(北海道 男性)

【農林水産省からのコメント】

家畜に使用される抗菌性物質(抗生物質及び合成抗菌剤)については、その使用に伴い発生する薬剤耐性菌が人に伝搬し、人の医療に影響を及ぼすのではないかと懸念されています。

農林水産省は、平成14年10月に開催された農業資材審議会における「医療において問題となる薬剤耐性菌を選択する可能性のある抗菌性飼料添加物について指定を取り消す」という方針に基づき、抗菌性飼料添加物の見直しについて検討しており、今後、家畜に使用される抗菌性物質と薬剤耐性菌に関するリスクコミュニケーションを行うとともに、食品安全委員会に諮問してリスク評価を受け、その結果に基づいて、見直しを行うこととしています。

生鮮食品の安全鮮度について

鮮度が悪い生鮮品に手を加えたり、パックのし直し、日付ラベルの再貼付等が一部の店舗ではまだ行われているとよく聞きます。内部摘発が一番発見しやすいと思うので、そのような窓口を広く設けるべきです。

(三重県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

製造者・販売者等の営業者に対する監視指導は、各都道府県等の保健所の食品衛生監視員が実施しており、食品衛生法に基づき、施設への立ち入り検査の他、必要に応じ製品の収去検査を行っています。ご指摘のような食品の取扱いについて疑問に思われる事例があった場合には、最寄りの保健所にご相談ください。

なお、事業者内部の従業者等からの通報に関しては、「公益通報者保護制度」として、内閣府（国民生活局）において検討を行っているところです。

【農林水産省からのコメント】

パック精肉の日付表示は、JAS法ではなく、厚生労働省が所管する食品衛生法に基づく表示事項であります。農林水産省による調査や検査において日付に改ざんが確認された場合には、食品衛生法に基づく検査を担当する保健所等に情報提供を行っているところです。

農林水産省の相談体制としましては、従来から本省、各地方農政局等に「消費者の部屋」及び表示110番の相談窓口を設置しているほか、平成15年7月からは各都道府県に農政事務所が加わり、消費者の方からの食品等に対する疑問、質問等に対応する体制強化を図っております。

また、企業のモラルの面におきましては、（財）食品産業センター及び食品産業中央協議会が中心となって、食品企業における行動規範等の策定と実効性確保のための「手引き」を作成して、その周知徹底に努めているところです。

さらに、政府全体としては、国民生活審議会消費者政策部会で議論されてきた「21世紀型の消費者政策の在り方について」の報告（平成15年5月28日）を受け、今後、「公益通報者保護制度（公益に関する内部告発者を保護する制度）」の法制化に向け検討しているところです。

< 食品衛生管理 >

食品衛生監視の指導強化について

今、食の安全がより重要な時代、全国レベルの食品衛生行政で事業者に対する衛生教育の強化などより積極的な行政対応に努める必要がある。

（北海道 男性）

【厚生労働省からのコメント】

今回の食品衛生法改正により、国及び都道府県等は、教育活動等を通じた正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、検査能力の向上、人材の養成・資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない旨の責務についての規定を設けました。この責務規定を踏まえ、国や都道府県等においては、食品等事業者のみならず、監視指導に従事する食品衛生監視員に対しても技術研修等を実施し、その資質の向上を図ることとしています。

また、食品等事業者についても、販売食品等の安全性に係る知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、記録の作成及び保管等に努めなければならない旨の責務規定を設け、その的確な実施を求めているところです。

厚生労働省においては、各都道府県における事業者に対する衛生教育に資するため、食中毒、HACCP等、各種食品安全情報をホームページを通じて提供するほか、(社)日本食品衛生協会等団体の活動を支援しています。

自主検査規定の義務付けについて

食品製造業者等が、消費者に安全な食品を提供するための証しとして自ら製造した食品に責任を持つため、自主的な検査実施について義務づける様に法律の改正を是非とも検討していただきたい。

(北海道 男性)

【厚生労働省からのコメント】

今回の食品衛生法の改正において、食品等事業者の責務として、自らの責任において安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定され、その的確な実施を求めているところです。

小売店の食品管理について

小売店の食品管理については生鮮食品だけでなく、一般食品についても抜きうちで検査してもらいたい。店によっては日ざらして放置されている所も有り、消費者にとっては安全をおびやかす事にもなりかねない。

(三重県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

製造者・販売者等の営業者に対する監視指導は、各都道府県等の保健所の食品衛生監視員が実施しており、食品衛生法に基づき、施設への立ち入り検査の他、必要に応じ製品の収去検査を行っています。この監視指導等の対象は、生鮮食品に限らず、一般食品に対しても行われています。

なお、ご指摘のように、小売店等における食品の取扱いについて疑問に思われる事例があった場合には、最寄りの保健所にご相談ください。

食中毒の周辺

食中毒があった場合、その対応やその後の指導や監督などは、どうなっているのか気になるります。プロの料理人に自覚を促してもらいたいものです。

(秋田県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

保健所では、医師からの届出や独自の調査などにより食中毒患者の発生を感知した場合、患者等の飲食物、便、病状などの調査を行い、その原因を明らかにしていきます。調査の結果、食中毒の原因食品や原因施設が判明した場合、被害拡大の防

止の観点から、営業者に対し、営業の禁止又は停止、原因となった食品の回収、廃棄等の措置が講じられます。さらに、原因究明結果に基づき、営業者に対し再発防止のため改善命令等の行政処分が行われます。

通常、行政処分が終わった後も、これらの施設に対しては、重点的に監視指導を行うなどのフォローアップが行われています。

< 食品表示 >

食品表示の一元化等見直しについて

現行の表示制度を見直し、最も基本的な共通事項は基本要件として一元化し、特定事項として食品購入時の注意喚起事項や、施設許可番号の追加、製造所固有記号の廃止など見直しを望みたい。

(岐阜県 男性)

加工食品の表示と明確化について

消費者が、店頭で加工食品を買うとき、表示がまちまちで困る。安全性が判断できるように「国産品」「輸入品」それぞれに表示を一本化し、明確にしてほしい。製造年月日、賞味期限、単なる年月日刻印のみなど、どう品質を判断してよいか分かりにくい。早急な検討をお願いしたい。

(東京都 男性)

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

消費者の立場に立って、わかりやすい食品表示を実現していくことは、極めて重要であると認識しています。

このため、食品衛生法を所管する厚生労働省とJAS法を所管する農林水産省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を昨年12月に設置し、わかりやすい食品表示の実現に向けて、食品の表示基準全般についての調査審議をお願いしているところです。

例えば、期限表示の用語・定義の統一の問題については、この共同会議において検討が行われた結果、品質の劣化が比較的遅い食品に表示する期限を「賞味期限」に統一する等の結論が得られたことから、7月に関係法令を改正したところです。

さらに、共同会議における検討のほか、食品衛生法及びJAS法に基づく表示についての相談を一元的に受けつける窓口の設置、食品の表示制度を一覧できるような共通パンフレットの作成等の取組を進めているところであり、今後とも、消費者にとって一層わかりやすい表示となるよう努力してまいります。

食物アレルギー表示の改善について

アレルギー患者の増加に伴い、調理済み食品、外食店での表示をも対象にしてもらいたい。また、全ての内容について消費者が知ることができるように行政が窓口となって“食品プロフィール”のようなアドレスをつくってほしいです。

(広島県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

調理済み食品や外食店での表示については、店舗の従業員が原材料やメニューについて説明することが可能であることから、現在は表示が義務付けられておりません。

なお、表示制度のあり方については、昨年12月に厚生労働省と農林水産省が設立した「食品の表示に関する共同会議」において議論を重ねているところです。

ホルマリン使用フグの表示措置について

ホルマリン使用フグについては、全く安全であるとは断定できない点もあるので、容疑食品として、消費者が自分の判断で自由な選択ができるようホルマリン使用との表示を義務づける必要がある。

(福岡県 男性)

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

我が国においては、本年7月30日に改正薬事法が施行され、フグを含む魚類養殖に、ホルマリンを含む未承認の水産用医薬品の使用が禁止されました。

なお、本年9月下旬以降、改正薬事法の施行以前の長崎県のホルマリン使用トラフグが一部出荷されましたが、その際、県等の責任において、出荷前のホルマリン残留検査、使用履歴書の添付、個体識別のためのヒレカット等の措置が実施され、県による確認が行われた上で出荷していると承知しています。

これら、養殖トラフグについては、食品衛生上の安全性に問題があるものではありませんが、農林水産省としては、長崎県のホルマリン使用トラフグについては、消費者の安心と信頼を損なわないよう、上記の措置の実施に万全を期すとともに、生産、流通段階の関係者が、自覚を持って適切な情報伝達等の措置を確実に実施していくことが必要であると考えているところです。

<その他>

食の安全づくりは人づくりから

食の安全を確保するために、最も重要な事は、安全性を重視してしっかりと食の安全、安心に対応できる人を育てあげてゆくことが、何よりも重要なことである。

(北海道 男性)

【厚生労働省からのコメント】

食品衛生分野の研究者を育成する仕組みを設けるとともに、食品衛生管理に当たる国や地方自治体の技術者、行政担当者の研修を実施しています。

安全で、おいしい水が飲みたい！

私の家（寺院）で、大量調理をするので、水（井戸水）に関しては特に関心があります。水質検査も一年に一回と義務づけられていますが、いつも気がかりです。滅菌タンクに薬液を入れても、安全性について信じる事が出来なく、不安でいます。

（熊本県 女性）

【厚生労働省からのコメント】

井戸水は、厳しく管理されている水道と違い、自然の水をそのまま汲み上げて使うものなので、定期的に水質検査を行って安全を確認することが大事です。

水質検査は定期的に行われているようですが、不安ということであれば、水質検査の項目を広げてみることも一法ですし、保健所に相談いただくか、または水道への切り替えを検討してはいかがでしょうか。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

健康食品について

我々、一般消費者は、「健康」という枕詞がつくと、成分や効能をよく理解せずに、「何だかからだに良さそう」と信頼してしまいます。「健康食品」は、病気を治すものではない、あくまでも食品である、ということ、広報活動を増やして、啓発していただきたいと思います。「健康食品」と名のるにあたっての基準を、将来的にはもっと厳しくする等の対策をとっても良いのではないのでしょうか。

（秋田県 女性）

農協における I S 9001 の導入について

福島県のある農協では、平成 15 年 5 月から、生活になくってはならない食品の不信の一つである農薬の使用基準に I S 9001 を導入した。農協では我が国最初であり世界的にも珍しいといわれる。

（福島県 男性）

食品表示ウォッチャー制度について

三重県では今年から食品表示のモニター制度が出来た。小さな事でも一般消費者の声が県へ国へ聞こえていくのは、とても良い事である。それに伴い、もっと多くの人に食品安全について公開していくべきだと思う。

（三重県 女性）

ポストハーベストの表示をして下さい

輸入農産物（大豆やトウモロコシ、椎茸等）は、収穫した後、倉庫の中で農薬を噴霧するポストハーベストという方法を行っている事を、広く公開していただきたいと思えます。

（千葉県 女性）

減農薬栽培の取り組みについて

食の安全の為に、埼玉県では「彩の国有機 100 倍運動」を行っています。いかに化学肥料や農薬の使用量を減らすか、県で取り組みを始めました。

（埼玉県 女性）

